

# 無償化のご案内

## 保育料

満3歳（3歳の誕生日の前日）から5歳児クラス（小学校就学前）までの子どもの利用料が月額25,700円まで無償となります。

- ・保育料以外の給食費・通園バスの利用料等は無償化の対象外です。
- ・年収360万円未満相当世帯の子ども又は、全ての世帯の第3子以降の子ども（小学校3年生修了前のきょうだいからカウント）は、給食費のうち副食費用（おかず・おやつ等）が免除されます。免除に伴う新たな手続きは不要です。

## 預かり保育

保育の必要性のある3歳児（3歳の誕生日後の最初の4月1日を迎えた子ども）から5歳児クラス（小学校就学前）の子ども利用料が1日450円×利用日数（月額11,300円まで）を上限に無償となります。

※満3歳児（満3歳になった日から最初の3月31日までの子ども）は、市民税非課税世帯の子どもが対象です。（月額16,300円まで無償）

★保育の必要性の認定（施設等利用給付新2・3号認定）が必要です。

★就労証明書など、保育の必要性を確認する書類が必要です。

預かり保育の利用料は、償還払い（施設に利用料を支払った後、保護者が市に請求して戻ってくる。）により給付を受けることができます。四半期ごとに請求していただきます。

## 無償化の手続き

施設が配布する申請書類を施設又は市役所へ提出してください。預かり保育を無償化の対象にするには施設等利用給付認定が必要になります。

### 【保育を必要とする事由と必要書類】

事由	必要書類
月64時間以上の就労	就労証明書（自営業の方は他に※1の書類のいずれか1つも必要）
下の子の妊娠・出産	母子手帳の写し（表紙と出産予定日を記入したページの写し）
保護者の疾病・障害	主治医の診断書、又は障害者手帳の写し
同居又は長期入院している親族の介護・看護	主治医の診断書、又は被介護・看護・付添者の証明書類の写し
災害復旧	り災証明書等事実を証明できる書類
求職活動	ハローワーク受付票の写し又は求職活動の状況が分かる申立書
就学（職業訓練校）	学生証（又は在学証明書）、もしくは職業訓練の受講が分かる書類及び就学時間が分かる書類
育児休業※2	育児休業に伴う継続入所の申立書

※1 開業届の写し・営業許可証の写し・登記事項証明書の写し・確定申告書（控え）等の事業の収入を証明するものの写しなど

※2 育児休業中に保育施設等の利用が引き続き必要と認められるとき

・詳しい案内については、綾瀬市役所保育課の窓口やホームページで配布している別冊「幼児教育・保育無償化のご案内」を御覧ください。

### 【問い合わせ先】

綾瀬市保育課保育・学童担当 TEL:0467-70-5615 E-mail:wm.705615@city.ayase.kanagawa.jp

## その他の施設の無償化の内容について

### (1) 私学助成幼稚園

満3歳（3歳の誕生日の前日）から5歳児クラス（小学校就学前）までの全ての子どもの利用料が無償となります。

### (2) 幼稚園・認定こども園（教育認定）の預かり保育

保育の必要性のある3歳児（3歳の誕生日後の最初の4月1日を迎えた子ども）から5歳児クラス（小学校就学前）の子ども利用料が1日450円×利用日数（月額11,300円まで）を上限に無償となります。

※満3歳児（満3歳になった日から最初の3月31日までの子ども）は、**市民税非課税世帯の子どもが対象**です。（月額16,300円まで無償）

### (3) 認可保育所等

3歳児（3歳の誕生日後の最初の4月1日を迎えた子ども）から5歳児クラス（小学校就学前）までの子ども利用料が無償となります。

※延長保育料は無償化の対象外です。

### (4) 認可外保育施設等

保育の必要性のある3歳児（3歳の誕生日後の最初の4月1日を迎えた子ども）から5歳児クラス（小学校就学前）の子ども利用料が月額37,000円まで無償となります。

※0歳児クラスから2歳児クラスまでの市民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円まで利用料が無償化となります。

※認可保育所等・地域型保育事業・認定こども園・幼稚園・企業主導型保育事業を常時利用している人で、認可外保育施設等を併用している場合、認可外保育施設等の利用分は無償化の対象外です（ただし、一部の認定こども園（教育認定）と幼稚園は例外あり。）。

○(3)については**教育保育給付認定**を、(1)(2)(4)については**施設等利用給付認定**を受ける必要があります。

○すべての施設等について、給食費、教材費、通園バス代、行事費などは無償化の対象外です。

（認可保育所等・幼稚園・認定こども園（教育認定）を利用している方については、副食費が免除となる場合があります。）